

四街道市青少年育成センターだより

一期一会

令和4年5月11日 第261号
四街道市青少年育成センター発行
四街道市鹿渡2001-11
電話 043-421-7867
FAX 043-421-7871
E-mail yseishonen@city.yotsukaido.chiba.jp

青少年の健全育成

四街道市教育委員会教育長 府川雅司

市教育委員会では、本市教育振興基本計画に基づき、「明日を切り拓く、心豊かでたくましい人づくり」を基本理念に諸施策を推進しています。

青少年育成センターはその事業のひとつとして、地域社会における青少年の健全育成と非行防止に取り組むために開設し、今年度で23年目を迎えました。当センターは、相談活動、街頭補導活動、環境浄化活動を行い、広報啓発活動としてセンターだより「一期一会」を定期発行するなど、コロナ禍による制限等で中断を余儀なくされながらも着実に実施しています。

これらの活動は、青少年補導委員の皆様をはじめ学校関係者や地域、関係機関のご尽力に支えられており、青少年の健全育成のために地道に取り組まれている皆様方に敬意を表しますとともに心より感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し終息の兆しが見えない中で、私たちの生活が大きく変化しています。人との関わりが希薄になりがちな生活は、心身にストレスや不安をもたらしており、青少年をめぐる課題にもその余波の広がりを感じます。また、近年の子どもを取り巻く社会環境は、インターネット、スマートフォンの急速な普及と定着により、児童・生徒にとってインターネット環境がより身近なものとなり、インターネットを介した様々なトラブルの増加や子どもが被害者となる犯罪も形を変えながら増加していることが喫緊の課題となっています。

こうした状況から、当センターでは、スクールソーシャルワーカーや育成指導教員による相談活動を充実させたり、ネットトラブルに関する知識や情報を理解して適切に判断したり行動したりできるよう、令和3年度から児童・生徒向けの「出前教室」を行ったりしています。

市教育委員会は、現状を適切に把握し、「今すべきこと」を常に考え、果敢に挑戦していく所存です。そして、「子どもたちのためになるかならないか」を判断の基礎におき、教育施策を推進させて青少年の健全育成に努めてまいります。この姿勢が市教育行政の信頼に通ずるものと考えます。

今後も地域、家庭、学校が一つの輪になり、子供たちが安心して学び育っていけるよう、市民の皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

当センターでは子どもと保護者の悩み相談を受け付けています

四街道市青少年育成センター (月)～(金) 9:00～17:00

相談専用電話 043-423-0066 いじめ相談フリーダイヤル 0120-423-006

青少年育成センターへは市役所第二庁舎からも裏側通用口を利用して入ることもできます

◎ 「一期一会」は、市ホームページにも掲載してあります。青少年育成センターのページからご覧ください。

成年年齢が18歳になりました

成年年齢が、2022年4月から、18歳に引き下げられました。約140年ぶりに成年の定義が見直されることで、何がかわるのか、私たちの暮らしにどのような影響がもたらされるのか、一緒に考えましょう。

成年に達すると何がかわる？

民法が定めている成年年齢は、「一人で契約をすることができる年齢」という意味と、「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味があります。成年に達すると、親の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができるようになるということです。

例えば、携帯電話を契約する、クレジットカードをつくる、高額な商品を購入したときにローンを組むといったとき、未成年の場合は親の同意が必要ですが、成年に達すると、親の同意がなくても、こうした契約が自分一人ですることができるようになります。

また、女性が結婚できる最低年齢は16歳から18歳に引き上げられ、結婚できるのは男女ともに18歳以上となります。

一方、成年年齢が18歳になっても、飲酒や喫煙、競馬などの公営競技に関する年齢制限は、これまでと変わらず20歳です。健康面への影響や非行防止、青少年保護等の観点から、現状維持となっています。

	項目	2021年度	2022年度
契約	・ローンを組む ・クレジットカードを作る ・携帯電話の契約 ・部屋を借りる	20歳 (20歳未満は親の同意が必要)	18歳
婚姻	結婚	男性:18歳 女性:16歳 (20歳未満は親の同意が必要)	男女とも18歳
性	性別取り扱いの変更審判	20歳	18歳
国籍	・帰化 ・国籍の選択	20歳	18歳
旅券	10年パスポートの申請	20歳	18歳
資格取得	国家資格の取得 ・公認会計士 ・司法書士 ・医師免許 ・薬剤師免許など	20歳	18歳
嗜好品	・飲酒 ・喫煙	20歳	20歳
ギャンブル	・競馬 ・競輪 ・競艇など	20歳	20歳

成年に達して一人で契約する際に注意することは？

未成年者の場合、契約には親の同意が必要です。もし、未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた「未成年者取消権」によって、その契約を取り消すことができます。

しかし、成年に達すると、親の同意がなくても自分で契約ができるようになり、未成年者取消権は行使できなくなります。つまり、契約を結ぶかどうかを決めるのも自分なら、その契約に対して責任を負うのも自分自身になります。

契約には様々なルールがあり、そうした知識がないまま、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。

消費者トラブルに巻き込まれた場合や困ったことが起きてしまった場合の相談窓口として、消費者ホットライン「188（いやや）！」が設置されています。困ったとき、おかしいなと思ったときにはしっかり相談ができることも大事です。

○4月の相談活動（43件）

電話	13	来所	27	訪問	3
----	----	----	----	----	---

○4月の不審者情報

4月は、不審者情報がありませんでした。

○6月の街頭補導予定（14回）

1日(水) A	3日(金) B	7日(火) F	9日(木) D	10日(金) C	13日(月) D	14日(火) B
16日(木) F	17日(金) F	20日(月) C	22日(水) D	23日(木) E	28日(火) C	29日(水) E

A 7:30-8:30 B 10:00-11:00 C 14:30-15:30 D 16:30-17:30 E 17:30-18:30 F 18:30-19:30



小中学校では、新学期がスタートして1ヶ月が過ぎました。新しい生活にも慣れてきたところですが、知らず知らずに疲れも溜まるころです。子どもたちが、思わぬ事件・事故に巻き込まれることのないよう、気を付けてほしいと思います。